

政令第三十九号

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第二十五項の規定に基づき、この政令を制定する。

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十年政令第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「平成三十六年二月二十九日」を「令和十一年二月二十五日」に改める。

第四条中「あつては当該」を「あつては、当該」に改め、「、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二第一項第三号の規定の適用がある場合にあつては同号の税率」を削る。

附 則

この政令は、令和六年三月一日から施行する。

理 由

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税について、関税率法の規定に基づき、その課税期間を延長する必要があるからである。